

円より子、木村剛司両氏の比例代表名簿からの抹消について

民進党幹事長  
枝野 幸男

1. 円より子・元参議院議員は平成 25 年施行の参議院議員選挙において「民主党」（現在「民進党」）の比例代表名簿に登載され、また平成 26 年施行の衆議院議員選挙においても「民主党」（現在「民進党」）の比例代表名簿に登載されているにもかかわらず、平成 28 年施行の参議院議員選挙において名簿届出政党「国民 怒りの声」の名簿登載者となった。
2. 木村剛司元衆議院議員は平成 26 年施行の衆議院議員選挙において民主党（現在「民進党」）の比例代表名簿に登載されているにもかかわらず、「おおさか維新の会」に入党して公認候補となった。
3. このような行為は、党規約第 42 条に定める「党の名誉及び信頼を傷つける行為」にあたるとともに、党倫理規則第 2 条第三号に定める「選挙又は議会において他政党を利する行為など、党の結束を乱す行為」にあたる。
4. 両名が既に民進党に所属する意思がないことは明白であり、現に、両氏は本年度の黨員登録を行わず、党籍は存在しないこととなった。
5. 常任幹事会からの承認を得て、倫理規則第 4 条第 1 項第四号にもとづいて、国政選挙の比例名簿からの登録抹消の措置を行う。

#### 民進党規約第42条から抜粋

1. 党員は、政治倫理に反する行為、党の名誉及び信頼を傷つける行為ならびに本規約及び党の諸規定に違反する行為を行ってはならない。
2. 党員が前項に違反した場合、所属する県連の執行機関が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に基づき、倫理規則に従って必要な執行上の措置を行う。
3. 第1項に違反した党員が、国会議員又は国会議員選挙の候補予定者である場合あるいはかつて国会議員であった者である場合等で幹事長が特に必要と判断する場合は、前項の規定にかかわらず倫理規則に基づき幹事長が、当該党員の行為について速やかに調査を行い、その結果に応じ常任幹事会の承認を得て、次の各号に掲げる必要な執行上の措置を行う。
  1. 幹事長による注意
  2. 常任幹事会名による嚴重注意
  3. 党の役職の一定期間内の停止又は解任
  4. 党公認又は推薦等の取り消し(国政選挙の比例名簿からの登録抹消を含む。)
  5. 公職の辞職勧告

#### 倫理規則第2条

1. 本党に所属する党員は、次の各号に該当する行為(以下「倫理規範に反する行為」という)を行ってはならない。
  1. 汚職、選挙違反及び政治資金規正法令違反並びに刑事事犯等、政治倫理に反し、または党の品位を汚す行為
  2. 大会、両院議員総会、常任幹事会等の重要決定に違背するなど、党議に背く行為
  3. 選挙又は議会において他政党を利する行為など、党の結束を乱す行為

#### 倫理規則第4条から抜粋

1. 幹事長は、党員が倫理規範に反する行為を行ったと判断した場合、常任幹事会の承認を得て、以下の各号に掲げる執行上の措置を行うことができる。
  1. 幹事長名による注意
  2. 常任幹事会名による嚴重注意
  3. 党の役職の一定期間内の停止または解任
  4. 党公認または推薦等の取り消し(衆議院議員選挙または参議院議員選挙の比例名簿からの登録抹消を含む)
  5. 公職の辞任勧告